

審査事務規程の一部改正について（第5次改正）

－新規検査等における新たな審査方法について－

独立行政法人自動車技術総合機構は、神奈川事務所において生じた不適切事案の再発防止とともに、共通構造部の型式指定に係る制度の新設に対応するため、新規検査等における新たな審査方法について、審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、①共通構造部型式指定自動車は、平成28年11月1日以降、②それ以外の自動車は、平成29年5月1日以降の新規検査等から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 新規検査等における検査当日の提出書面（当日書面審査）を明確化

新規検査等において、指定を受けた構造・装置の変更箇所及び架装をおこなった部位を明確、かつ、容易に判断することが可能な統一的な書面※の提出を求めることとします。【※ 提出書面の一部様式は、機構 HP によりダウンロードが可能です。】

2. 新規検査等における事前提出書面の審査を実施

指定を受けた構造・装置の変更又は架装により、当該自動車に係る保安基準（技術基準に限る。）の適合性に影響がある場合には、新規検査等に先立って検査事務所において提出書面を事前に審査することとします。

なお、申請者の負担等を考慮し、同一申請者が構造・装置が同一であると認める複数台数の車両について新規検査等の申請を行う場合においては、代表車両一台を地方検査部に申請し、当該地方検査部が審査した結果をもって、代表車両以外の車両は新規検査等の際に事前提出書面審査を省略することが可能とします。

3. 新規検査等における一部審査方法の変更（共通構造部型式指定自動車等）

共通構造部型式指定を受けた自動車であって、一定の要件を満たすものについては、新規検査等において検査機器を用いた審査を省略することを可能とします。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347